

JA東京みどり

相続定期貯金



大切な想いを次の世代に。

取扱期間

令和5年11月1日(水) ▶ 令和6年3月29日(金)



JA東京みどりキャラクター
みどりん

スーパー定期貯金(単利型)

大口定期貯金

金利 年0.15%

ご利用いただける方 個人(組合員の方または組合員加入いただける方)

期間 定型方式 1年(自動継続)

預入方法 一括預入・証書式または通帳式

特別配当金 対象になりません。

預入金額

スーパー定期貯金(単利型)

100万円以上1,000万円未満
(相続により取得した金額まで)

大口定期貯金

1,000万円以上
(相続により取得した金額まで)

自動継続時には、自動継続時の店頭表示利率を適用します

「JAとのお取引はこれから」というお客様もお気軽にどうぞ。詳しくは当JA窓口まで、お問合せください。

JA東京みどり

※詳しくは、下記店舗窓口または推進担当者におたずねください。

本店 TEL.042-535-1011
国立支店 TEL.042-572-2101
富士見台支店 TEL.042-572-8151

昭島支店 TEL.042-541-0021
幸町支店 TEL.042-535-2211
西砂支店 TEL.042-531-0014

村山支店 TEL.042-561-1611
東大和支店 TEL.042-561-4321
仲原支店 TEL.042-562-2311

相続定期貯金 商品概要

スーパー定期貯金 (単利型)	商 品 名	相続定期貯金	
	取 扱 期 間	令和5年11月1日(水)～令和6年3月29日(金)	
	ご 利 用 い た だ け る 方	<ul style="list-style-type: none"> 個人(組合員の方または組合員加入いただける方) 相続開始後2年以内に当JAを含む金融機関等での相続手続により資金を取得し、相続人である事や相続での取得資金に関する確認書類をご提出いただける方。 (※遺産分割協議書・金融機関に提出した相続手続依頼書等) 	
	期 間	定型方式 1年(自動継続)	
	預 入 方 法	一括預入・証書式または通帳式	
	預 入 金 額	100万円以上 1,000万円未満(相続により取得した金額まで)	
	預 入 単 位	1円単位	
	払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻します。	
	利 息	(1) 適 用 金 利	年0.15%を満期日まで適用します。自動継続時には、自動継続時の店頭表示利率を適用します。なお、継続時の金額が1,000万円以上になった場合でも、スーパー定期貯金として継続いたします。
		(2) 利 払 頻 度	満期日以後に一括して支払います。
(3) 計 算 方 法		付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算	
(4) 税 金		20.315%(国税15.315%、地方税5%)*の分離課税 ※令和19年12月31日までの適用となります。	
(5)金利情報の入手方法		金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。	
付 加 で き る 特 約 事 項	マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。		
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 6か月未満 ……………解約日における普通貯金利率 6か月以上1年未満 ……………約定利率×50% 		
大口定期貯金	商 品 名	相続定期貯金	
	取 扱 期 間	令和5年11月1日(水)～令和6年3月29日(金)	
	ご 利 用 い た だ け る 方	<ul style="list-style-type: none"> 個人(組合員の方または組合員加入いただける方) 相続開始後2年以内に当JAを含む金融機関等での相続手続により資金を取得し、相続人である事や相続での取得資金に関する確認書類をご提出いただける方。 (※遺産分割協議書・金融機関に提出した相続手続依頼書等) 	
	期 間	定型方式 1年(自動継続)	
	預 入 方 法	一括預入・証書式または通帳式	
	預 入 金 額	1,000万円以上(相続により取得した金額まで)	
	預 入 単 位	1円単位	
	払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻します。	
	利 息	(1) 適 用 金 利	年0.15%を満期日まで適用します。自動継続時には、自動継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。
		(2) 利 払 頻 度	満期日以後に一括して支払います。
(3) 計 算 方 法		付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算	
(4) 税 金		20.315%(国税15.315%、地方税5%)*の分離課税 ※令和19年12月31日までの適用となります。	
(5)金利情報の入手方法		金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。	
付 加 で き る 特 約 事 項	マル優の取扱いはできません。		
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C $\frac{\text{約定利率} - (\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ <p>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。</p> <p>(2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> A 約定利率－約定利率×30% B $\frac{\text{約定利率} - (\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ 		
貯 金 保 険 制 度	<p>保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>		
そ の 他 参 考 と な る 事 項	<ul style="list-style-type: none"> 特別配当金の対象になりません。 自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 お一人様1回の相続につき、お預け入れは一度に限ります。 募集期間中に急激な金利の変動があった場合には、募集の打ち切り、金利の見直しを行う場合もございます。 総合口座で預入れをする場合、利率が上乘せされた定期貯金が総合口座の担保に組入れられる為、貸越の利率も連動して上乘せされますので、予めご了承ください。 		

商品概要説明書

相続定期貯金

(令和5年11月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金<単利型> 愛称：相続定期貯金
2. 取扱期間	・令和5年11月1日(水)～令和6年3月29日(金)
3. ご利用いただける方	・個人(組合員の方または組合員加入いただける方) ・相続開始後2年以内に当JAを含む金融機関等での相続手続により資金を取得し、相続人である事や相続での取得資金に関する確認書類をご提出いただける方。 (※遺産分割協議書・金融機関に提出した相続手続依頼書等)
4. 期間	・定型方式 1年(自動継続)
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入・証書式または通帳式 ・100万円以上 1,000万円未満 (相続により取得した金額まで) ・1円単位
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・年0.15%を満期日まで適用します。自動継続時には、自動継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。なお、継続時の金額が1,000万円以上になった場合でも、スーパー定期貯金として継続いたします。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ・6か月未満 解約日における普通貯金利率 ・6か月以上1年未満 約定利率×50%
11. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店または本店信用共済部（電話：042-535-1061）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して直接解決を図りたい場合は、次の弁護士会を利用することができます。</p> <table border="1" data-bbox="483 383 1430 647"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください</p>	名称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別配当金の対象になりません。 ・自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・お一人様1回の相続につき、お預け入れは一度に限ります。 ・募集期間中に急激な金利の変動があった場合には、募集の打ち切り、金利の見直しを行う場合もございます。 ・総合口座で預入れをする場合、利率が上乘せされた定期貯金が総合口座の担保に組入れされる為、貸越の利率も連動して上乘せされますので、予めご了承ください。 																

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA東京みどり

商品概要説明書

相続定期貯金〈大口〉

(令和5年11月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	<ul style="list-style-type: none"> 大口定期貯金 愛称：相続定期貯金
2. 取扱期間	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年11月1日(水)～令和6年3月29日(金)
3. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 個人(組合員の方または組合員加入いただける方) 相続開始後2年以内に当JAを含む金融機関等での相続手続により資金を取得し、相続人である事や相続での取得資金に関する確認書類をご提出いただける方。 (※遺産分割協議書・金融機関に提出した相続手続依頼書等)
4. 期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 1年(自動継続)
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入・証書式または通帳式 1,000万円以上 (相続により取得した金額まで) 1円単位
6. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 年0.15%を満期日まで適用します。自動継続時には、自動継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税 ※令和19年12月31日までの適用となります。 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> マル優の取扱いはできません。
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 (2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

<p>11. 貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>																
<p>12. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA支店または本店信用共済部(電話：042-535-1061)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して直接解決を図りたい場合は、次の弁護士会を利用することができます。</p> <table border="1" data-bbox="483 573 1430 837"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金(祝日、年末年始を除く)</td> <td>9:30～12:00 13:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金(祝日、年末年始を除く)</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金(祝日、年末年始を除く)</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という。)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください</p>	名称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金(祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金(祝日、年末年始を除く)	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金(祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～17:00
名称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金(祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金(祝日、年末年始を除く)	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金(祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～17:00														
<p>13. その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別配当金の対象になりません。 ・自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・お一人様1回の相続につき、お預け入れは一度に限ります。 ・募集期間中に急激な金利の変動があった場合には、募集の打切り、金利の見直しを行う場合もございます。 ・総合口座で預入れをする場合、利率が上乘せされた定期貯金が総合口座の担保に組入れされる為、貸越の利率も連動して上乘せされますので、予めご了承ください。 																

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA東京みどり